

出雲市子ども医療費助成制度の創設について

子育て家庭を応援する環境づくりに向けた子育て支援策として、新たに子ども医療費助成制度を創設します。

1. 制度の趣旨

市町村民税非課税世帯及び入院によって一時的に医療費負担が大きくなる子育て世帯を対象に経済的負担の軽減を図るため、就学後から義務教育を終了するまでの子どもの医療費を助成する。

2. 制度概要

(1) 助成対象とする子どもの範囲

小学生及び中学生

(2) 助成の要件

対象区分	助成対象
市町村民税非課税世帯の子ども	医療費にかかる本人負担額の全て
児童手当の支給対象となる子ども	入院にかかる本人負担額の全て

(3) 助成の方法

①現物給付（窓口での負担なし）

市に申請して「子ども医療費受給資格証」の交付を受け、子どもが受診等をした際に医療機関に提示。市は、島根県国民健康保険団体連合会等を介して医療機関に本人負担分を支払う。

※県内のほとんどの医療機関と県外の一部医療機関で対応予定

②償還払い（一旦、窓口で医療費を支払い、後日、市窓口で払い戻し）

市窓口で領収書等添付による助成申請を行い、翌月末に払い戻しを受ける。

※助成制度に対応していない県外医療機関を受診した場合など

3. 実施スケジュール

2019. 7	制度周知及び申請案内
2019. 8. 1～	受給資格証の申請受付開始
2019. 9 下旬～	受給資格証の交付開始（送付） ※有効期間 原則 10/1～翌年 9/30
2019. 10. 1～	【助成制度スタート】

〈参考〉

(1) 子どもの医療費にかかる助成制度

① 現行制度

対象者	対象者数	通院・薬局等	入院	備考
0歳～就学前	10,900人	無料	無料	乳幼児等医療費助成
就学後～20歳未満		対象外	対象外 ^{※1}	



② 新制度導入後

対象者	対象者数	通院・薬局等	入院	備考	
0歳～就学前	10,900人	無料	無料	乳幼児等医療費助成	
小中学生	児童手当の支給対象となる子ども	市町村民税非課税世帯の子ども	1,400人	無料	子ども医療費助成
	児童手当の支給対象外 ^{※2} となる子ども	上記以外の子ども	13,000人	対象外	
	児童手当の支給対象外 ^{※2} となる子ども	400人	対象外	対象外 ^{※1}	
中学卒業～20歳未満		対象外	対象外 ^{※1}		

※1 慢性呼吸器疾患等16疾患群にかかる入院については、乳幼児等医療費助成の対象（1割負担・上限15,000円）となる

※2 児童を養育している者（生計中心者）の所得が下記の児童手当所得制限限度額以上の場合、児童手当の支給対象外（特例給付の対象）となる

児童手当所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622.0	833.3
1人	660.0	875.6
2人	698.0	917.8
3人	736.0	960.0
4人	774.0	1002.1

(2) 財政影響額（見込）

区分	医療費			事務費	
	通院・薬局等	入院	計		
導入初年度 (10月制度開始)	20,600千円	16,200千円	36,800千円	資格証代等	150千円
				審査手数料等	750千円
				システム改修費	5,300千円
次年度以降	49,500千円	38,900千円	88,400千円	資格証代等	150千円
				審査手数料等	750千円
				所得審査委託費	200千円